

# 南山大学 陸上競技部 OB会 会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は南山大学体育会陸上競技部OB会（以下本会という）と称する。

### (組織及び事務局)

第2条 本会は本部を名古屋市におき、支部を設置することが出来る。支部設置の地域は細則に定める。

事務局は名古屋市昭和区山里町 18 南山大学体育会陸上競技部内におく。

## 第2章 目的および事業

### (目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦・友好を図ると共に、南山大学体育会陸上競技部との関係を緊密にし、これを後援・指導することを目的とする。

会員は、積極的に本会の維持運営に参加し、南山大学体育会陸上競技部の伝統を守ると共に、一層の向上発展に努める。

### (事 業)

第4条 本会はその目的を達成するために、これに必要な次の事業を企画実行する。

1. 会員相互の親睦・友好に関する事業。
2. 南山大学体育会陸上競技部の後援・指導に関する事業。
3. その他、目的達成のために必要な事業。

## 第3章 会 員

### (会 員)

第5条 本会は次の会員をもって構成する。

1. 南山大学体育会陸上競技部出身者（期中での退部者も含む）で且つ南山大学又は南山短期大学を卒業した者を正会員とする。
2. 南山大学体育会陸上競技部および本会に貢献のあった者で役員会の推薦を受けて、会長が認めた者を特別会員とする。

### (除 名)

第6条 会員で不適切な行為、本会の体面を著しく汚した場合、会員として不適当と思われる場合は、審議の上、除名することが出来る。

## 第4章 役 員 等

### (役 員)

第7条 本会役員は、会長1名、副会長3名以内、幹事長1名、幹事数名、会計1名とする。支部を設置する場合は、各支部に支部長、副支部長それぞれ1名とする。

(名誉会長、顧問等)

第8条 本会に役員待遇として、名誉会長、顧問、名誉会員、相談役をおくことが出来る。これらの役職は役員会が推薦し、会長が承認し委嘱する。

(役員会)

第9条 役員会は役員をもって構成し、必要な会務の企画立案およびその運営を行う。

なお、本委員会の招集は会長が必要と認める時、随時行う。

役員会には会長の承認のもとオブザーバーとして学生（現役）代表の参加を認める。

(委員会の設置)

第10条 会長は重要な特定事項の企画・実行あるいは審議をするために委員会を設置することができる。

(職 責)

第11条 各役員の職責は次のとおりとする。

1. 会長は会務を統括し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時はその職務を代行する。  
また、特定の任務を担当することがある。
3. 幹事長は会長を補佐し、本会の運営を執行する。
4. 幹事は会長・幹事長を補佐し、幹事長に支障ある時はその職務を代行する。
5. 会計は本会の会計監査を行う。

(選 任)

第12条 役員の選任は役員会が推薦し、総会の決議による。

(任 期)

第13条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 会長の任期は2年とし、2年の再任を妨げない。ただし、特別な事情が生じた場合はこの限りではない。
2. 会長を除くその他役員の任期は2年とし、2年の再任を妨げない。ただし、本会運営上支障を生じる恐れがあると会長が判断した場合はこの限りではない。

役員に欠員が生じた場合は補充することがある。但し、その任期は前任者の残余期間とする。

## 第5章 総会

(総会)

第14条 総会は本会の最高議決機関として、会長が正会員ならびに特別合員の出席により年1回招集する。(原則として3月)  
ただし、総会は正会員の3分の1以上の者から請求があった時はこれを招集しなければならない。また、必要により臨時総会を招集することができる。

(総会の審議事項),

第15条 総会は次の事項を審議決定する。

1. 前年度の活動および決算に関する事項。
2. 次年度の活動計画および予算に関する事項。
3. 役員を選任に関する事項。
4. 会則の改廃に関する事項。
5. その他、本会の運営に関する重要な事項。

(総会の書面決議)

第16条 総会、臨時総会において、諸般の事情により会員出席のもと開催できない場合は、書面による決議を行うことができる。  
書面決議は、はがきのほか e-mail などによる電子承認も含む。

## 第6章 会計

(会計経理)

第17条 本会の資金は会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。  
第18条 会員は会費を納め、その金額については細則で定める。  
第19条 本会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日をもって終了する。本会の決算は会計の監査を経て遅滞なく総会に報告する。

## 第7章 附則

第20条 会則の改廃については、役員会で審議し総会の決議を得て実施する。  
第21条 本会の運営に関して規約に定めていない事項及び施行規則は、必要に応じて協議する。  
第22条 本会則に細則を設ける。  
第23条 本会則は2022年4月1日から施行する。

以上

## 南山大学体育会陸上競技部OB会会則 細則

### (会 費)

- 第1条 1. 本会の年会費は、正会員は1口 5,000円、特別会員は任意の額とし、口数は、1口以上とする。
2. 65歳以上で5万円以上の会費を納めた会員は永年会員と称し、これ以降の年会費は任意の額とする。
3. 陸上競技部における備品の購入、現役部員の重要な大会への遠征費など支援のため臨時会費を徴収することができる。

### (支部の設置)

- 第2条 支部の新設、廃止は、役員会の承認を経て行うものとする。  
本会は会則第2条に基づき、東日本支部を設置する。

### (会報等)

- 第3条 会報などを発行することにより、会員に南山大学体育会陸上競技部の取組みなどを伝えることが出来る。  
配信媒体は、紙などにより配信することのほか、電子媒体（e-mailなど）により配信する。  
なお会費未納者には、会報などの送付は行わない。

### (会員の個人情報)

- 第4条 OB会役員がOB通信、OB会連絡等に使用する為に限り会員の個人情報を取り扱えるものとする。
- 第5条 本細則は、2022年4月1日より施行する。

以上